

精子凍結保存期限の更新、廃棄のご案内

- ※ 精子の凍結保存期限は、凍結日から1年後の同月末日までです。
- ※ 特別な事情*がある患者様は、凍結保存期限の更新を行うことができます。
- ※ 当院の精子凍結の凍結料（一年間の保存料含む）は、10,800円です。
- *特別な事情とは、医学的適応での凍結、凍結保存期限までに融解の予定がない場合のことです。

○更新

当院で凍結した精子を保存するためには、保存期限までに更新の手続きが必要となります。

- ・手続きの受付期間は、凍結保存期限3ヵ月前から期限当日までとなります。
- ・凍結周期毎に更新手続き、更新料のお振込みが必要となります。
- ・当院指定の口座に更新料を振込んでください。更新料：21,600円/年（税込）
- ・「精子凍結保存期限更新申込書」に振込日、必要事項をご記入の上、当院検査室宛に郵送してください。

○振込先

北洋銀行 北七条支店
普通預金
店番号 312
口座番号 4049390
医療法人社団さっぽろARTクリニック 理事長 藤本尚

○郵送先

〒060-0807
札幌市北区北7条西4丁目1-2 KDX札幌ビル4F
さっぽろARTクリニック 検査室 宛

○廃棄

廃棄とは保存期限の過ぎた凍結精子を当院で処分することです。一部の精子については、生命に結びつかない範囲で培養液や治療法などの研究への使用や手技の修練などへの使用後の廃棄となる場合があります。

※裏面の注意事項をご確認の上、お手続きをお願いします。

○ご注意

凍結保存期限を過ぎての更新申請はお受けいたしかねますので、更新をご希望される場合には、必ず期限内にお手続きください。また期限を過ぎた場合に、“まだ凍結精子は廃棄されず残っているか”等の個別のお問い合わせにはお答えいたしかねます。期限内に更新手続きが完了せず、すでに凍結物が廃棄処理済であった場合の異議申し立ては一切受け付けません。

振込

- ・振込手数料は患者さまのご負担となります。
- ・振込人の入力に誤りがあると、本人確認に時間を要します。お間違いのないようご確認の上、お振込みください。

申込書

- ・必ずご本人が直筆で署名をお願いします。ご自身以外の方が本人の了解なく署名されると、刑事罰を受けることがあります。またご本人の署名でないことが疑われる場合、書類を再提出していただく場合があります。
- ・当院に書類到着後、おおむね 2 週間以内に申込書に記載された住所へ普通郵便にて申込書のコピーをお送りしますので、受領をもって手続きが完了となります。
(申込書のコピーが届かない場合はお問い合わせをお願いします。)
- ・申込書を紛失された場合には、当院のホームページよりダウンロードしてください。

URL : <http://sapporoart.com/>

お手数ですがご記入後に再度ご確認をお願いいたします。